

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ

- 1 当庁に照会できるのは被相続人の最後の住所地が次の区域のものだけです。最後の住所地は、被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票で確認してください。
 - ①徳島家庭裁判所（本庁）の区域：
徳島市・小松島市・阿波市・鳴門市・吉野川市・名東郡・勝浦郡・名西郡・板野郡
 - ②徳島家庭裁判所阿南支部の区域：阿南市・那賀郡
 - ③徳島家庭裁判所美馬支部の区域：美馬市・美馬郡
 - ④徳島家庭裁判所牟岐出張所の区域：海部郡
 - ⑤徳島家庭裁判所池田出張所の区域：三好市・三好郡
- 2 照会の手数料は無料です。照会に当たっては、照会申請書及び被相続人等目録を御提出ください。

なお、調査については被相続人等目録に記載された氏名に基づいて行います。

- 3 照会には添付書類として以下の書類が必要になります。ただし、例外的にその他の書類の提出をお願いする場合がありますので御了承ください。

なお、以下の書類等については原本還付が可能です。希望される場合は、原本とコピーの両方を御提出ください。

□ 被相続人の住民票の除票（本籍地が表示されているもの）

被相続人の死亡の事実と最後の住所地を確認するための書類です。なお、同書類の保存期間の経過等により、取得できなかった場合は、被相続人の最後の住所を疎明できる資料等を御提出ください。

□ 照会者の資格を証明する書類

〔個人の場合〕 照会者（個人）の住民票

〔法人の場合〕 商業登記簿謄本又は資格証明書

※いずれの書類も発行から3か月以内のものを御提出ください。

□ 利害関係の存在を証明する書面（コピー）

被相続人との利害関係を疎明する資料として、金銭消費貸借契約書、訴状、競売申立書、競売開始決定、債務名義等の各写し、担保権が記載された不動産登記簿謄本、その他債権の存在を証明する書面などを御提出ください。

なお、被相続人の住所地につき、同書面上の住所地と住民票上の住所地とが異なっている場合は、「被相続人の戸籍の附票」も御提出ください。

□ 委任状（代理人に委任する場合のみ）

本照会申請において、代理人になれるのは弁護士ですが、照会者が法人の場合には申請会社の社員を代理人とすることができます。ただし、この場合には社員証明書（代表者印の押印のある提出用書面）を御提出ください。

□ 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）

- 4 徳島家庭裁判所本庁における調査対象期間は、以下のとおりです。

（支部・出張所については、問合せの上、申請してください。）

 - 被相続人の死亡日が平成17年以降の場合、現在までの申述の有無を調査します。
 - 被相続人の死亡日が平成16年以前の場合、第1順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄の受理された日からそれぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

※ 受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の交付申請については、有無の照会の審査と異なり、さらに添付書類が必要となる場合があります。
不明な点についてはお問合せください。

なお、受理証明書の交付申請には、相続人1人につき150円の申請費用がかかります（ただし、限定承認の場合は相続人の人数にかかわらず一律150円です。）

問合せ先

①徳島家庭裁判所（本庁）

〒770-8528 徳島市徳島町1-5-1（TEL：088-603-0140）

②徳島家庭裁判所阿南支部

〒774-0030 徳島県阿南市富岡町西池田口1-1（TEL：0884-22-0148）

③徳島家庭裁判所美馬支部

〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町1229-3（TEL：0883-52-1035）

④徳島家庭裁判所牟岐出張所

〒775-0006 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村54-2（TEL：0884-72-0074）

⑤徳島家庭裁判所池田出張所

〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ2494-7（TEL：0883-72-0234）